

国名及び調査対象地域	アメリカ合衆国 オハイオ州
回答者氏名及び所属	後藤 恵 (JB Line, Inc.)
回答作成日	2018年1月

以下に記載されている内容は、法律上のアドバイスではなく、回答者が現地の資料、現地の弁護士や団体への照会などを合わせて、2018年1月末時点での概要をまとめたものです。アメリカ合衆国政府・州政府などの各機関、各民間団体は、法律やそれぞれの規則、運用の改定・変更、また現場での判断により、本資料と異なる対応を行う可能性があります。また、DVや離婚などの家庭問題は、それぞれのケースで大きく異なります。個別のケースにおいて、本資料の利用により何らかの損害が生じても一切責任を負いかねますので、具体的なケースについては、専門の弁護士や専門機関・団体などにご相談ください。

I. DV被害者保護に関する法制度の概要

※ DVの定義を含む。

※ 法令名を含む。

オハイオ州法は、Title [29] XXIX「犯罪」PROCEDURE -Chapter 2919「家族への犯罪」2919.25 から 2919.27 で、DVを以下の通り定義し、保護命令について規定している。

DVの定義：

故意に、または未必の故意により家族や世帯員への身体的危害を引き起こすこと、故意に力の脅威によって家族や世帯員に差し迫った身体的危害を引き起こすであろうと信じさせることは法律で禁じられている。これに違反する者は有罪になり（第1級～5級の軽犯罪、第3級～5級の重犯罪）裁判所に懲役刑を課される。

1) 家族 (family) や世帯員 (household member) とは：

- (a) 加害者と同じ居している、または加害者と同じ居していた
 - (i) 配偶者、または内縁関係の配偶者、あるいは元配偶者
 - (ii) 親、里親、または加害者の子、その他の血縁者、または類縁者
 - (iii) 配偶者の親や子、内縁関係の配偶者、元配偶者、配偶者のその他の血縁者や類縁者
- (b) 加害者がもう一方の実の親である子の生みの親、又は推定上の親

2) 内縁の配偶者 (person living as a spouse) とは、加害者と慣習法上の婚姻関係で同居している、または同居していた人、あるいは同棲している、あるいは告訴から過去5年にさかのぼり同棲していた人

保護命令についてはIVを参照。

法令サイト：

<http://codes.ohio.gov/orc/2919>

II. DV被害者の一時保護

1 緊急シェルター

(1) 概要

○米国連邦法の「The Violence Against Women Act」と「The Family Violence Prevention and Services Act」は、各州にDV被害者・家族・子のためのシェルターを速やかに提供することを規定している。

○オハイオ州において緊急シェルターは、安全を確保するためにDVから逃れている人やその家族に提供される。

○州から財政的な支援を受けているシェルター団体が多いが、運営は民間の非営利団体(NPO)が行っている。すべてのシェルターは無料。

○オハイオ州の88の郡(カウンティ)に、何らかのDV被害者支援団体がある。これらの団体を連携したオハイオ・ドメスティックバイオレンス・ネットワークでは、24時間体制で各DV被害者に適した支援団体また必要時には緊急シェルターへの紹介を行っている。

Ohio Domestic Violence Network

<http://www.odvn.org/>

電話：1-800-934-9840 (通話無料)

○各DV被害者支援団体は、その主要なサービスとして、24時間のホットライン、情報提供、緊急シェルター紹介、ケースマネジメント、カウンセリング、アドボカシー、子の支援、安全対策、専門家の研修、DVについての地域の教育・啓蒙活動などを提供している。緊急シェルターを擁しているものや、法的な支援を行っている団体があり、24時間対応している場合もある。

○一時的な滞在施設であるため、ほとんどの緊急シェルターの滞在期間は短い。しかしシェルターにより違い、短いところで72時間、90日、規定がないなど幅がある。出所後の安全が確保されていない場合は、他のシェルターや形態に移行するための支援を受けることができる。

○シェルターで行われる就職支援などの各プログラムへの参加は任意であり、各人のニーズと優先事項、アドボケートとの話し合いなどで決められる。

○ただし、基本的なシェルターのルールには従わなくてはならない(例えば、持ち込める荷物もスーツケース1つ程度など)。18歳未満であれば子を連れて入所できるシェルターもある。

○またシェルターを提供している団体はDV被害者支援団体でもあるため、シェルターに滞在していなくてもDVに関する支援を受けることができる。

○日本語対応可能なスタッフがいるシェルターは確認されていない。

○カウンティ(郡)ごとのDV被害者支援団体連絡先一覧

<http://www.odvn.org/survivor/shelter.html>

○Women Helping Women:

<https://www.womenhelpingwomen.org/home/services/>

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法

(3) 入所の要件

(4) 支援内容

(5) DV被害者が外国人の場合の支援内容(通訳支援等を含む)

以下の団体を含む全てのDV被害者支援団体は、国籍、滞在資格、人種などによる差異なく支

援を提供している。DV 被害者への支援は、被害者本人の申し立てを受け、専門家による状況評価から始まる。

【アドボカシー、アドボケートとは】人が本来もつ権利をさまざまな理由で行使できない状況にある「弱者」（子、高齢者、ホームレス、障がい者、DV 被害者など）に代わり、その権利を代弁・擁護し、権利実現を支援することをアドボカシー（advocacy）、代弁・擁護者をアドボケート（advocate）と呼ぶ。アドボケートは、ソーシャルワーカー、経験者（サバイバー）、家族が経験者（サバイバー）であることが多い。

A（シンシナティ・ハミルトン郡（カウンティ）周辺の代表的なシェルター）

団体名：YWCA Domestic Violence Shelter

http://www.ywcacincinnati.org/site/c.biINIZNKKjK0F/b.9357823/k.5236/Domestic_Violence_Shelters_Transitional_Living_Program.htm

24 時間ホットライン：1-888-872-9259（無料通話）

電話：1-513-872-9259

入所要件：DV 被害者と子

支援内容：24 時間ホットライン、緊急シェルターの提供（最大 72 名）、アドボカシー、法的な手続専門家の紹介、就職支援、児童プログラム、ペット保護サービス、緊急シェルターの次の段階に当たる Transitional Housing を擁す。

通訳サービス：電話を通して遠隔地の通訳者が日英通訳

B（デイトン・モンゴメリー郡（カウンティ）周辺の代表的なシェルター）

団体名：YWCA Dayton shelter services

http://www.ywcadayton.org/site/c.8pLGLTPAIcLSH/b.8632155/k.A311/Shelter_Services.htm

24 時間ホットライン：1-937-222-7233

電話：1-937-222-6333

入所要件：DV 被害者と子

支援内容：24 時間ホットライン、シェルターの提供、住居サポート、ケースマネジメント、アドボカシー、法的な手続専門家の紹介、サポートグループ

通訳：電話を通して遠隔地の通訳者が日英通訳

C（フランクリン郡（カウンティ）（コランバス市周辺）周辺の代表的なシェルター

団体名：Lutheran Social Service

<http://www.lssnetworkofhope.org/choices/services/>

24 時間ホットライン：1-614-224-4663

入所要件：DV 被害者とその子

支援内容：24 時間ホットライン、緊急シェルターの提供、アドボカシー、法的な手続専門家の紹介、サポートグループ・教育・研修

通訳：電話を通して遠隔地の通訳者が日英通訳

（6）その他、一時保護に関する有益な情報

シェルターや支援団体の検索が可能なサイト。各団体の対応言語を含む情報が得られる。

DomesticShelters.org

<https://www.domesticshelters.org/>

2 警察による加害者への対応（刑事）

（1）概要

○911 が DV の通報を受けた場合は、迅速に警察官 2 名（必要であれば救急隊（EMC）も）を急派し、被害者の安全の確保と保護に努める。

○現場に派遣された警察官は、DV 行為が行われたと信じる相当の理由がある場合、逮捕令状なく加害者をその場で逮捕できる。被害者本人ではなく、警察官が刑事事件として立件し、州検事局が起訴する。

○2018 年 1 月より、シンシナティ警察では警察官とともに、新設された DV 緊急応答チーム（DVERT）を DV と性的暴行の現場に派遣する。このチームは、DV 被害者からの通報により警察官が駆け付け安全を確保した後、さらに Women Helping Women (DV 被害者支援団体)からのアドボケートも駆け付け、被害者や子のニーズに対応する。

<https://www.womenhelpingwomen.org/home/services/>

○DV 当事者の双方が暴力を行使しているように見える場合は、加害者と被害者（正当防衛）の見極めが難しいが、どちらが Primary Physical Aggressor かを判断する。

<http://codes.ohio.gov/orc/2935.032>

（2）調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法

【緊急時】警察への緊急通報用の電話番号 911 へ電話をかける。（携帯電話の場合、被害者が正確に住所を伝えなければ現場の特定に時間がかかるため、固定電話線（Land line）がよい。）

【緊急でない場合】各地域管轄の警察署（Police Department）か保安官事務所（Sheriff's Office）（あれば DV 相談室）に電話で相談する。警察署、保安官事務所を直接訪れてもよい。

（3）DV の通報があった場合の警察の対応

911 通報により DV、あるいは DV 保護命令違反の現場に駆け付けた時、加害者が他者に深刻な身体的危害を加えたり、加えようとしている場合、警察官は加害者を逮捕することができる。

<http://codes.ohio.gov/orc/2935.032>

（4）接近禁止命令等を守らない加害者に対する警察の対応

警察官が、保護命令に違反したと信じる相当の理由がある場合、逮捕令状なくその場で逮捕。

（5）DV 被害者が外国人の場合の警察の配慮（通訳支援等を含む）

英語を話さない被害者、目撃者、被疑者は、通訳をリクエストできる。

※1964 年公民権法と 2000 年の大統領令第 13166 号を受けて、各州は、英語能力が限定的な者（英語の読み、書き、話す、理解が十分でない者 Limited English Proficient (LEP)) に通訳、翻訳を無料で提供することになっている。ただし、各州や機関によって、通訳の方法（電話による遠隔地の通訳者と LEP、警察官／裁判官との三者通話、TV 会議システムの利用）などに差がある。

（6）その他、警察等に関する有益な情報

【警察による誤認逮捕への対応】

（警察官が来た現場で）：自分には通訳と弁護士が必要なことを警察官に説明する（これは権利であるので、強く主張する）。その他のことは、英語で誤解なく伝える自信がなければ話さない。

(事後：誤認逮捕された場合)

○逮捕後、警察署で簡単な取り調べがある。その際にも自分は通訳と弁護士が必要なことを警察官に説明する。その後は、通訳、弁護士が来るまでは、事件については話さない(取り調べでの黙秘は、裁判で不利にならない)。取り調べの際に外部に電話をかけることができるので、(心当たりがあれば) 弁護士、友人・知人に助けを求める。管轄の大使館・総領事館担当者との面会、通信を求めることもできる(領事面会：Interview or communication with a consular officer)。

○取り調べ後、保釈金 (bail) を払うことにより、保釈されることが多い。一般的に初犯のDVで3,500ドル程度。

○保釈されない場合は逮捕の翌日から数日以内に(管轄の裁判所が抱える訴訟数による)、保釈の場合は別途指定された日時に、法廷で裁判官に事情を説明できる機会(罪状認否)がある。

○弁護士は自分で選任しなければ、州選の弁護士を手配してくれる(収入に応じた段階的な料金(スライディングスケール)の支払いとなる)。

○リクエストすれば、日本語通訳は裁判所が無料で準備する。

3 警察によるDV被害者の支援

(1) 概要

○被害者・目撃者や子・同居人の安全を確保をする。

○シンシナティでは、市警察署のDV被害者アドボケート(Domestic Violence Victim Advocates)が被害者のサポートをする。アドボケートは、被害者に情報提供、法的手続きの通知、加害者を訴追する検事とのコミュニケーション、法的支援の紹介などを行う。また、刑事裁判の進行に伴う被害者のストレス・恐怖・疎外感・混乱などを軽減する役割もある。

<https://www.cincinnati-oh.gov/law/domestic-violence-victim-advocates/>

(2) 警察によるDV被害者支援の内容

○(現場において)通報により駆け付けた場合、被害者と加害者を隔離することで被害者の安全の確保をする。逮捕令状がなくても必要に応じて緊急逮捕できる。被害の状況、目撃者を確認する。被害者フォームの記入の手伝いをする。必要であれば安全に関する懸念事項を被害者に伝える。加害者の暴力に関しての前歴を調べる。アドボケート・医療機関へ連絡する。

○(上記の現場対応に加えて)各種警察レポートを作成する。被害者のレポート(Victim's Statement)の検証をする。Records Management System (RMS) case reportを完了する。警察官は暫定的保護命令申し立て(Motion for Temporary Protection Order)に記入する。

○(加害者逮捕、刑事の暫定的保護命令(Criminal Temporary Protection Order (TPO))に関連して)警察官は、適切な手続きを行う。

○犯罪被害者支援サービス紹介(III. 2. 生活保護 参照)

(3) 告訴、被害届等の書類の入手方法

○被害者のケースについて警察が作成済のレポートについては、各警察の担当部署に問い合わせる。

○刑事事件としての告訴は、被害者などが警察、検察にDVを犯罪として通報し、その通報をもとに警察、検事が捜査した後に、検事が告訴するかを判断を行う。従って、時間がかかること、必ず告訴につながるわけではないことでの理解が必要。また、DVが刑事事件として告訴される場合も、監護権や生活費などの請求には、別途民事で申し立てを行う必要がある。警察、検察への通報書式は、最寄りの警察署に相談。

(4) DV被害者が外国人の場合の警察の配慮（通訳支援等を含む）
警察官が来た現場で、自分には通訳が必要なことを警察官に説明する（これは権利であるので、強く主張する）。また DV アドボケートの支援を受けたいとリクエストをする。
※2 (5) 参照のこと。

(5) その他、警察によるDV被害者支援に関する有益な情報
特になし

4 その他の一時保護に関する制度

III. DV被害者の自立支援

1 医療保険

(1) 概要

以下のいずれかの方法で医療保険に加入することができる。

○民間医療保険（Affordable Health Care 通称オバマケア）

○低所得者用医療保険：

—Ohio Medicaid

—Ohio Healthy Start (CHIP) - Medicaid の受給資格のない家庭に対して提供される、19 歳未満の子を対象とした最低限の医療保険。

○高齢者用医療保険（Medicare 全国共通）

(2) 調査対象地域での主な担当機関名・連絡先・医療保険の申込み方法

○民間医療保険：マーケットプレイス（オハイオ Market Place）事務所（保険加入は有料）

<https://www.healthinsurance.org/ohio-state-health-insurance-exchange/>

○低所得者用医療保険（Ohio Medicaid）（Ohio Healthy Start）：Department of Medicaid（保険加入は無料）

<http://medicaid.ohio.gov/>

○高齢者用医療保険（Medicare）：ソーシャルセキュリティ事務所（保険加入時に社会保障税支払歴の確認がある）

<https://www.medicare.gov/>

(3) 利用の要件

○民間医療保険：オハイオ州に在住（通常は規定の期間以外は申込ができないが、DV 被害者は随時申込可能）

○Ohio Medicaid：永住権取得から 5 年以上に加えて以下の連邦貧困レベル（FPL）の基準以内であること。

大人（19～64 才）：連邦貧困レベル 133%以内

19 才以下：連邦貧困レベル 156%以内

妊婦（胎児も一人の家族成員）：連邦貧困レベル 200%以内

資産（自宅と車を除く）：2,000 ドルまで

○Ohio Healthy Start : Medicaid に加入できない連邦貧困レベル 206%以内の家庭の 19 才未

満の子。資産の制限はない。

○高齢者用医療保険 (Medicare) : 65 才以上、永住権取得から 5 年以上、勤務時の社会保障税 40 クレジット (約 10 年分) 支払いのすべてを満たす必要がある。ただし 40 クレジットの社会保障税の支払い実績がない場合は、加入時に購入できる。

【連邦貧困レベル Federal Poverty Level(FPL) の基準 : Poverty Guideline (2018 年)】基準に定められた収入について、例えば基準額の 200%以内の収入であれば申請可能というように運用。

<https://aspe.hhs.gov/poverty-guidelines>

【永住権取得から 5 年未満の場合は】

- 1) 加害者の医療保険に加入 (必要ならば離婚や親権の申し立ての際、あわせて裁判所に申し立てる)
- 2) 民間医療保険を購入
- 3) 生活保護 (III-2. を参照) 申請時に永住権で 5 年以上居住の条件を免除された場合、低所得者用医療保険に加入できる。

(4) DV被害者が外国人の場合の配慮

- 生活保護の「永住権取得から 5 年以上」という要件が免除された場合、低所得者用医療保険 (Medicaid) に加入できる。
- 民間医療保険マーケットプレイスについて電話で問い合わせる際は、日本語の通訳をリクエストできる。

(5) その他、医療保険に関する有益な情報

Medicaid には「緊急 Medicaid (Emergency Medicaid)」という医療保険がある。Medicaid は長期的な医療保険であるが、緊急 Medicaid は命にかかわる急性の「一時的な医療問題」を支援するために即座に発行される短期医療保険である。慢性のものはたとえそれが命に係わるものでもカバーされない。最も一般的な支給例は、妊娠女性のための通院及び出産にかかる費用負担で、それ以外には「身体機能の損傷や健康を著しく害すると判断される急性症状の治療」のために発行される例がある。緊急 Medicaid は、収入が規定以下である場合、米国滞在資格 (ビザなどの種類) やその有無に関わらず適用可能とされるが、実際はケースバイケースで判断される。病院は、基本的に緊急患者の受付を拒否できないが、治療後に支払いについて決めることとなる (州の社会福祉部門で査定後、州が払うこともあれば、病院が負担することもある。本人に請求が来る場合もある)。このような場合は、Medicaid 事務所あるいは病院の社会福祉部門に相談する。

2 生活保護

(1) 概要

- A) Ohio Works First (OWF) : 米国連邦政府提供の現金支給および職業訓練、就職斡旋の支援。
- B) Food Assistance Program : 食品補助プログラム SNAP (米国連邦政府支援)
- C) Ohio Home Energy Assistance Program (HEAP) : 冬季暖房費の支援
- D) 犯罪被害者対象サービス (Crime Victim Services) : 犯罪被害者対象の補償金。

(2) 調査対象地域での主な担当機関名・連絡先・生活保護の申込方法

A) Ohio Work First (OWF) および B) Food Assistance : 州政府 Department of Job and Family Services (ODJFS)

<http://jfs.ohio.gov/>

電話 : 1-614-466-4815 Fax : 1-614-466-1767

OWF/Food Assistance の申し込みフォームに記入し、地域の ODJFS オフィスで申し込みをする。

フォーム : <http://www.odjfs.state.oh.us/forms/num/JFS%2007200/>

C) HEAP

申し込みは郵送か、以下のオフィスに直接行って申し込む。

https://www.development.ohio.gov/is/is_heapsummer_prov.htm

フォーム :

<https://www.development.ohio.gov/files/is/2017-2018%20HEAP%20Application.singlepage.pdf>

D) 犯罪被害者対象サービス : 州検事総長室 (The Ohio Attorney General's Crime Victim Services)

www.OhioAttorneyGeneral.gov/Victims

電話 : 1-800-582-2877 (通話無料)

被害者 (成人) はいつでも申し込めるが、申請時に審査がある。

(3) 受給の要件

○米国籍者か米国永住権を保持して5年以上米国に居住している者で、かつ規定以下の低所得者。ただし、DV被害者に対するOWFの現金支給については、担当者の判断により国籍・永住権の要件が免除される場合もある。

○OWF 現金支給を受けるためには、就労研修を受け、就労のための活動を行う必要がある。継続して支援を受けるために定期的にコーディネーターと会う必要がある。

○SNAP は、子が米国籍の場合は、DV被害者の親が在米5年未満でも子の分はもらうことができる。

(4) 支援の内容

○OWF 現金支給 : 規定額が銀行に入金される。ほかに、就職支援・託児施設の利用料の一部負担・ガソリンの支援などが受けられることもある。

○SNAP : EBT (Electronic Benefits Transfer) というカードに規定額が月に2回入金され、利用可能な店舗で食料品を買うために使用できる。また少額の現金が生活必需品購入に使える。

<https://www.fns.usda.gov/snap/using-snap-benefits>

○HEAP : 暖房費の支援

○犯罪被害者対象サービス : 一人最高5万ドルまで (内容によって上限額あり) 医療費や法的費用、現場復帰費用などが請求できる。

(5) DV被害者が外国人の場合の配慮

英語が不得意な場合は就労支援の前に、語学学習支援 (ESL) を受けることができる。

自治体での支援例 (デイトン市) : .

<http://www.welcomedayton.org/resources/esol-classes/>

(6) その他、生活保護に関する有益な情報

○携帯電話会社 Verizon の被害者支援プログラム (HopeLine Program)

DV 被害者として Verizon に登録した人に携帯電話や転居先の電話回線を無料で支給。

<http://www.verizon.com/about/responsibility/domestic-violence-prevention>

○連邦政府や州政府以外に、地元のフードバンク (食品を無料提供する活動) や教会などで、野菜や肉、缶詰、加工品などの食糧を受け取ることができる。日程や要件は、各団体によって異なる。

○教会やシェルター、シニアセンター、Women's Center などで無料のランチを配食するところがある。

3 家族・育児給付等

(1) 概要

すべての家族・育児給付が米国連邦政府の公的補助制度であるが、プログラムによって州が運営するものもある。

○WIC (Women, Infant, Children) : 受給資格のある妊婦、母乳で子育てをする母親、専門家に健康リスクを指摘された乳児や5才未満の子に対し、一部食品を提供、また母乳教育支援、栄養支援、ほかの医療プログラムへの紹介サービスを行う。

○Head Start プログラム (0-5 歳) : 低所得家庭の子の就学支援。プリスクール (幼稚園年中まで) に無料あるいは低料金で通うことができる。

○学校給食プログラム : 低所得家庭の子に対して学校カフェテリアで、無料もしくは低価格の朝食や昼食を提供する。

○ミルク支援プログラム : 学校や託児所など子のケアに貢献する団体が無料で牛乳の提供をする。

○夏季食糧支援サービス : 学校が休暇中も栄養不足にならないように、受給資格のある子に Summer Food Service Program (SFSP) が指定する場所 (サイトやキャンプなど) で無料で昼食を提供する。

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・家族育児給付の申込方法

○WIC : 州政府保健局 (Department of Health)

<http://www.odh.ohio.gov/odhPrograms/ns/wicn/wic1.aspx>

電話 : 1-614-644-8006

OHWIC@gw.odh.state.oh.us

居住地エリアの WIC オフィスに訪問の予約を取る :

<http://www.odh.ohio.gov/~media/ODH/ASSETS/Files/ns/wic%20nutrition/wicclinicdirectory.ashx>

○Head Start : Ohio Early Childhood Education

<https://www.benefits.gov/benefits/benefit-details/1932>

電話 : 1-866-763-6481 (通話無料)

居住地に近い Head Start に申し込む。

○学校給食プログラム : 州政府教育局 (Department of Education) Office of Child Nutrition Services

<http://education.ohio.gov/Topics/Other-Resources/Food-and-Nutrition/National-School-Lunch-Program>

電話 : 1-614-466-2945

学校を通じて申し込む。

○ミルク支援プログラム：州政府教育局(Department of Education)Ohio Office of Child Nutrition Services

<http://education.ohio.gov/getattachment/Topics/Other-Resources/Food-and-Nutrition/Resources-and-Tools-for-Food-and-Nutrition/How-To-Become-A-School-Meals-Program-Sponsor/2010-Special-Milk-Program.pdf.aspx>

学校を通じて申し込む。

○夏季食糧支援プログラム：州政府教育局(Department of Education)Ohio Office of Child Nutrition Services

<http://education.ohio.gov/Topics/Other-Resources/Food-and-Nutrition/Summer-Food-Service-Program>

電話：1-614-466-2945

学校を通じて申し込む。

(3) 支援の要件

○すべてのプログラムの要件は、貧困・低所得であること（それぞれのプログラムが設定する額より低い収入であること）。

○WIC を継続して支援を受けるためには、定期的にオフィスを訪し、コーディネーターに会わなければならない。

○Head Start は、収入に応じて段階的な費用（スライディングスケール）を支払う。また、ウェイティングリストに名前を載せてから、順番を待つことになる。（順番待ちは大変長い）

(4) 支援の内容

WIC：乳製品、卵、野菜など購入できるものが具体的に決められ、購入には支給されたカードを使用する。

(5) DV被害者が外国人の場合の配慮

これらの家族・育児給付支援の支給要件は収入の多寡のみで、米国滞在資格（ビザなどの種類）を問われない。

(6) その他、家族・育児給付等に関する有益な情報

II. 1 (2) のような DV 被害者支援団体が母子のための物的支援をしていることもあるので確認するとよい。

4 住宅支援

(1) 概要

A. オハイオ州は、住む場所の確保のため以下のような支援を提供している。

○緊急時の短期のホームレスシェルター（最長 90 日）・DV 被害者シェルター

○緊急時のシェルターと低所得者住宅に入るまでの間を繋ぐ、Transitional Housing

○低所得者のための公的住居や住宅支援バウチャー

B. また、オハイオ州は、住む場所自体は確保できている低所得者のために、光熱費・燃料費削減を目的とした家の断熱工事支援プログラムを提供している。 Home Weatherization Assistance Program (HWAP)

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・住宅支援の申込方法

A. 住居の支援：連邦政府 Ohio Housing and Urban Development (HUD)

<https://www.hud.gov/states/ohio>

対象住宅を以下で検索し、管轄オフィスに連絡をする。オンラインでの申し込みも可。

<https://apps.hud.gov/apps/section8/step2.cfm?state=OH,Ohio>

<https://section-8-housing.org/apply>

B. 断熱工事支援：州政府 Ohio Development Services Agency

https://development.ohio.gov/is/is_hwap.htm

電話：1-800-282-0880 (通話無料)

<https://development.ohio.gov/files/is/HEAPApp.pdf>

(3) 支援の要件

家族構成人数に対する所得額が基準以下であること

(4) 支援の内容

A) 家賃の一部補助

B) 断熱工事支援プログラム

(5) DV被害者が外国人の場合

特になし

(6) その他、住宅支援に関する有益な情報

5 求職に関する支援・職業訓練

(1) 概要

(米国連邦政府及びオハイオ州の無料支援)

A) Ohio Works First (OWF) が行っている現金支給と Food Assistance (III-2 生活保護 参照) は、受給と就労支援がセットになっている。

B) Department of Job and Family Service (ODJFS) が、様々な就職斡旋や失業保険などの支援サービスを行っている。

C) Ohio Employment First でも就職支援を受けることができる。

D) Ohio Opportunities for Ohaians with Disability (OODWorks) は、障がいや精神的な問題がある場合、Rehabilitation Counselor が就労支援を行う。

(州と連携して無料で提供される民間の支援)

E) YWCA Work Readiness Service

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法

各団体に連絡し、申し込みをする。

A) B) Ohio Department of Job and Family Services (ODJFS)

<http://jfs.ohio.gov/>

C) Ohio Employment First

<http://www.ohioemploymentfirst.org/>

D) Ohio Opportunities for Ohaians with Disability (OODWorks)

<http://www.ood.ohio.gov/150>

住所：East Campus View Boulevard, Columbus, Ohio 43235

電話：地域内 1-614-438-1200 地域外 1-800-282-4536 (通話無料)

E) The YWCA's Workforce Development program

YWCA

http://www.ywacincinnati.org/site/c.biINIZNKKjK0F/b.8108311/k.F1CD/Adult_Education_and_WorkReadiness_Services.htm

(3) 支援の要件

- 支援を提供する各機関に登録されていること。
- 職探し、民間団体関係：健康、滞在資格（ビザ）などの点で米国で働ける状態であること。
- 障がいなどの場合：障がいや精神的な問題があること（軽度の場合を含む）。

(4) 支援の内容

就職のためのプランニング、スキルテスト、コンピューター訓練、履歴書作成支援、面接準備、電話／インターネット／プリンター／ファックスの無料利用、各種情報提供

(5) DV被害者が外国人の場合

語学の習得が必要な場合は、英語教育（ESL）の支援など

(6) その他、求職支援に関する有益な情報

II. 1 (2) のような DV 被害者支援団体が求職支援をしている場合もあるので、確認をすること。

6 在留資格

(1) 外国人被害者が加害者から在留資格取得や更新のための援助が得られない場合の対処方法（DV被害者のための特別なビザ等を含む）

○米国連邦法 Violence Against Women Act (VAWA)に基づき、DV 加害者（米国籍／永住権保持者）の関与のない形で、DV 被害者が滞在ステータス（永住権、ビザ）申請を行うことができる

○米国籍／永住権保持者から暴力・虐待行為を受けた外国人（米国籍でない者）やその子は、連邦法 Violence Against Women Act (VAWA)に基づき、永住権申請をすることができる。

○VAWA 申請には、DV があったという証拠（警察の調書、DV 被害を説明する写真、知人の証言、DV 被害者支援団体のカウンセラーからの手紙など）や、結婚生活を証明できる証拠などの提出が必要となる。

○暴力・虐待行為を加えた配偶者もしくは恋愛相手が、米国籍／永住権保持者のいずれでもない場合は、U-Visa と呼ばれる非移民ビザの申請が可能。通常このようなビザでは、審査中からビザの有効期限に至るまで、米国連邦政府移民帰化局（USCIS）から暫定的に「Qualified Immigrant」とされ、公的扶助を正式に受けることができる。

U-Visa は、犯罪捜査に協力することで DV 被害者に与えられ、米国での 4 年間の滞在と就労を許可される。

<https://www.uscis.gov/humanitarian/victims-human-trafficking-other-crimes/victims-criminal-activity-u-nonimmigrant-status/victims-criminal-activity-u-nonimmigrant-status#Qualifying%20Criminal%20Activities>

○U-Visa ステータスで 3 年以上米国に滞在する場合、永住権申請も可能。

<https://www.uscis.gov/green-card/other-ways-get-green-card/green-card-victim-crime-u-non>

immigrant

(2) 手続の方法

下記のいずれかを通じて、Form I-918 を USCIS へ提出する。

- 移民弁護士
- DV 被害者支援団体の法律サポート
- National Domestic Violence Hotline
<http://www.thehotline.org/>
電話：1-800-799-7233 (通話無料)

(3) その他、在留資格に関する有益な情報

7 DV被害者支援機関・福祉事務所による自立のための支援

(1) 概要

- オハイオ州政府では、Department of Job and Family Service (ODJFS) が、DV 被害者を含めた低所得者への自立支援サービスを提供している。
- 低所得者に該当しない場合、DV 被害者支援団体のプログラムを使うのが有効。
- 低所得でない場合は、離婚で得たアリモニー、養育費、資産分与などをもとにした自立も考えられる。

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法

(3) 利用の要件

(4) 支援の内容

(5) DV被害者が外国人の場合の配慮 (通訳支援を含む)

A. The Asian American Community Services

<http://aacsohio.org/family-support>

住所：4700 Reed Road, Suite B, Upper Arlington, OH 43220

電話：1-614-220-4023

通訳支援：通訳 24 時間ホットライン (アジアの各言語対応) 1-614-216-4988

受付時間：月—金 午前 9 時から午後 5 時

申込方法：電話

利用要件：オハイオ州在住アジア人

支援内容：緊急の問題介入、教育支援、安全計画、被害者サービスやその他のリソースへの連絡サポート、シェルターや住宅仲介への紹介、法的機関への紹介、裁判所や行政機関への同行支援、公的福祉サービス申込みの支援

2. Ohio Domestic Violence Network

<http://www.odvn.org/survivor/shelter.html>

ホットライン：1-800-934-9840 (通話無料)

利用要件：オハイオ州在住者

支援内容：各種無料プログラム／トレーニング提供・紹介、引越補助、法律手続き補助

通訳：電話を通して遠隔地の通訳者が日英通訳

3. Women Helping Women

<https://www.womenhelpingwomen.org/home/serviceshotline>

24 時間ホットライン：1-513-381-5610

利用要件：ハミルトン、バトラー、オハイオ郡在住の女性被害者

支援内容：病院同行、危機介入のサポート、安全計画、法律サービス紹介、サポートグループ

通訳：電話を通して遠隔地の通訳者が日英通訳

(6) その他、公的相談機関に関する有益な情報

8 その他の自立支援制度

IV. DV 関連の司法手続

1 DV 被害者が緊急時に取り得る司法手続

* DV 被害者又は近親者への接近禁止命令、住居からの退去命令等を含む

(1) 概要（調査対象地域を明記）

○オハイオ州において DV 行為で被害を受けた場合、被害者は民事上の手続で保護命令により加害者の DV 行為をやめさせることができる。オハイオ州では、保護命令は **Protective Order** と呼ばれる。

○保護命令は、刑事の仮の保護命令 (**Criminal Temporary Protection Order (DVTPO)**) と民事の保護命令 (**Civil Protection Order (CPO)**) がある。DVTPO は、被害者保護のため警察官や検事などが裁判所に申し立てるもの。

【以後の記述は基本的に「民事の保護命令」(CPO) に関するもの】

【暫定的保護命令は、その手続から **Ex Parte Order** (一方 (被害者) からだけの聞き取りによる命令を意味する)、緊急性・一時性から **Emergency/Temporary Order**、または規定する法律名のそれぞれで呼ばれる場合がある。また、「**Emergency Ex Parte Order**」というように組み合わせる場合もある。保護命令の名称で混乱しないよう、すぐに判断が出されることと、効力を有する期間を確認すること。】

○保護命令は、被害者が裁判所に申し立てる。保護命令は暫定的保護命令と恒久的保護命令の二つに分類される。

○暫定的保護命令は、被害者からだけの聞き取り (**Hearing**。証拠の提出が含まれることがある) で裁判所が判断を行い、恒久的保護命令の可否が決定されるまでの DV 防止策が取られる。

○保護命令の内容は、接近禁止、仮の監護権と面会交流権、養育費、その他裁判所が妥当で公正とする援助が含まれる場合がある。

○恒久的保護命令の判断では、裁判所は被害者だけでなく、加害者からも聞き取りを行い、最終的な恒久的保護命令の可否が決定される。

○保護命令の申立は無料。

○身の危険がどれくらい予測されるかによって、保護命令の判断がなされる。そのためDVが起こってから申し立ての準備に数日をかけて裁判所へ出廷すると、出来事と出廷日に間があるということは危険な状況ではないと判断されることが多い。危険を感じたらすぐに申し立ての手続きを行うこと。

民事の保護命令（CPO）、刑事の仮の保護命令（DVTPO）の概要：

http://www.sconet.state.oh.us/JCS/domesticViolence/protection_forms/DVForms/10.01A.pdf

各種手続き：<http://www.sconet.state.oh.us/JCS/domesticViolence/default.asp>

http://ohiolegalhelp.org/a2j_category/domestic-violence/#top-section

（２）裁判所の判断が出されるまでの期間

○暫定的保護命令は、開廷日即日に出される申し立てが可能。

○暫定的保護命令は、被害者に差し迫った危険があると認められる場合、加害者に知らせずに迅速に保護命令の判断がされる。

○多くの場合、申立て（または暫定的保護命令の発行）から7-10日前後に審理（Full Hearing）が行われる。保護命令を申し立てる際に、要請し、審理の期日を早めることもできる。裁判所の判断は、通常は審理直後に出されるが、後日になることもある。

（３）裁判所の判断が効力を有する期間

○暫定的保護命令は、最長7-10日有効（申し立ての内容による）

○恒久的保護命令は、最長5年、更新可。

（４）具体的な申立方法

○保護命令は、被害者からの申立てが証拠としての役割を果たし、一般訴訟裁判所（Common Pleas Court）に申立書（Petition）を提出し、聞き取り（Hearing）を経て、裁判所命令が出される。

1. 保護命令申立書（Petition）を被害者の住所を管轄する一般訴訟裁判所（Common Pleas Court）の一部である家庭裁判所（Domestic Relations）の書記官（Clerk）に提出する。即日で保護命令が下されるよう、暫定的保護命令（Ex Parte Order）の申し立てもできる。
2. 住所は、シェルター住所か、P.O. Box で記入可能。
3. 暫定的保護命令を申し立てる場合、申立書提出と同じ日に開かれる聞き取り（Ex Parte Court Hearing）で、被害者が暫定的保護命令の必要性を説明し、裁判官が暫定的保護命令の要否を判断する。
4. 裁判所から加害者に連絡を行い、関係書類が加害者に送られる。
5. 恒久的保護命令の聞き取り（Full Hearing）が開かれ、被害者、加害者双方からの聞き取りが行われる。
6. 裁判所の恒久的保護命令の可否の判断が行われる。

○申請には以下の情報が必要：両者の名前と住所（裁判所からの通達が行くため相手の連絡先・ID番号などではできるだけ多く）、関係、相手の特徴、被害の内容。該当すれば離婚判決のコピー、親権に関する手続きで発行された判決のコピー、過去の保護令のコピーなど。

○審理の際に、証拠となる書類、ケガや被害の写真、医療記録、警察のレポート、録音、手紙やメールなどがあれば持ち込み、その場で裁判官に許可を得て、提出する。携帯電話（スマ

ホ含む) を持ち込めない裁判所もあるので、証拠は印刷などして用意する。

http://www.sconet.state.oh.us/JCS/domesticViolence/protection_forms/DVForms/default.asp

<http://www.sconet.state.oh.us/JCS/domesticViolence/default.asp>

(5) 弁護士の選任の要否

保護命令の申し立ては自分で行うことができる。一般の弁護士、プロボノ（ボランティア）の弁護士、地方や郡の弁護士（DV アドボケートなど）の助けを借りて行うこともできる。

(6) 外国人であるDV被害者に有益な情報

○暫定的保護命令申立の際には、通訳のリクエストをしても聞き取りには間に合わないため（申立手続きを行った日に裁判官の聞き取りがあるため）、通訳のできる友人を連れて行く。裁判官がその場で認めれば、友人に通訳をしてもらうことができる。

○恒常的保護命令の通訳は裁判所にリクエストを出す。見つければ裁判所が費用を負担する。ただし見つからなければ予定されていた聞き取りが延期される可能性もある。

<https://www.supremecourt.ohio.gov/JCS/interpreterSvcs/>

※1964年公民権法と2000年の大統領令第13166号を受けて、各州は、英語能力が限定的な者（英語の読み、書き、話す、理解が十分でない者 **Limited English Proficient (LEP)**）に通訳、翻訳を無料で提供することになっている。ただし、各州や機関によって、通訳の方法（電話による遠隔地の通訳者とLEP、警察官／裁判官との三者通話、TV会議システムの利用）などに差がある。

(7) その他DV被害者に有益な情報

○保護命令審理での被害者申立内容は、離婚裁判における監護権の判断で重要なポイントとなりうるので、慎重に対応する必要がある。

○暫定的保護命令は他州に移動しても有効（ただし、恒久的保護命令のための聞き取りに出廷しなければ、保護命令を失う他、離婚裁判で不利になる可能性がある）。

○州法により、裁判所では被害者アドボケート（Victim Advocate）の支援が無料で受けられる。DVが起こったら管轄の一般訴訟裁判所（Common Pleas Court）の一部である家庭裁判所（Domestic Relations）に電話をしてDVアドボケートの予約を取り、書類の記入を手伝ってもらおうと良い。加害者の写真、住所、職場、火器を所持しているかなどの情報をもっていくと良い。

○VINE LINK：加害者の勾留や収監に関する情報や、刑事事件のステータスについての情報をオンラインで24時間得ることができる。

<https://vinelink.com/#/home/site/18000>

また、VINE Protective Orderに登録すると、保護命令のステータスや、加害者への送達状況や審理の日程について、電話かEメールで通知を受け取ることができる。

<https://registervpo.com/RegisterVPO/initSearch.do?referrerAppCode=VINELINK&siteId=18000>

2 1の手段を講じた場合に想定される加害者側の対抗措置

* 上記1への不服申立て、出国禁止命令の申請、DV被害者から加害者自身もDVを受けたことを内容とする告訴等

(1) 概要（調査対象地域を明記）

○加害者が、被害者より先に民事の保護命令を申し立てることにより、被害者加害者双方に保護命令（Mutual Protection Order）が出される。

○暫定的保護命令は最終決定ではないため、恒久的保護命令の審理で、暴力が子を守るためなどの正当防衛であったこと、加害者本来の性質は攻撃的な虐待者ではないこと、被害者の主張するDVを証拠提出（目撃者・アリバイなど）により誤りの申し出であることを主張し、暫定的保護命令の裁判所判断を覆すことを試みる。

○被害者の言動の不一致、精神的に不安定である事実（精神疾患）に関する証拠・目撃者を提出する。

○暫定的保護命令は最終決定ではないため、加害者は異議申し立てにより判決を覆す。

○裁判官の判断に不服の場合、上告し、同時に緊急に出国命令や監護権、面会交流のアレンジの変更を申し立てる。

○係争中に暫定的保護命令を持ったまま被害者が州外に移動した場合は、暫定的保護命令は他の州でも有効となる。しかし恒久的保護命令のための聞き取りに出廷しなければ、保護命令を失う可能性がある。子を州外に連れていき、恒久的保護命令のための聞き取りに出廷せずに、暫定的保護命令を失った場合は、加害者に誘拐罪を告発され得る他、離婚裁判で不利になる可能性がある。

（2）加害者側の措置が効力を有する期間

加害者の申し立て内容と、裁判官の判断による。

（3）DV被害者が取り得る対抗策

○裁判官の判決に不服の場合、上告ができる。

○新たな別の証拠を見つけた時に、新たに保護命令を申し立てることができる。

<https://www.womenslaw.org/laws/oh/restraining-orders/domestic-violence-protection-orders/after-hearing/i-was-not-granted>

（4）外国人であるDV被害者に有益な情報

○通訳が必要な場合は裁判所にリクエストを出す。通訳が見つければ裁判所が費用を負担する。ただし見つからなければ予定されていた聞き取りが延期される可能性もある。

<https://www.supremecourt.ohio.gov/JCS/interpreterSvcs/>

※1（6）参照

（5）その他、加害者側の対抗措置に関する有益な情報

○ワシントンDCにある団体DV LEAPは、オハイオ州を含む米国内のすべての州での保護命令に対する上告を支援している。

<https://www.dvleap.org/our-work>

3 DV被害者が加害者に対し生活費等を請求したい場合の司法手続

（1）概要（調査対象地域を明記）

○保護命令の申立てにおいて、生活費の請求は可能。

○管轄の一般訴訟裁判所（Common Pleas Court）で、保護命令とは別途の新たなケースとして緊急の申し立てをし、生活費を要求することもできる。

○加害者である配偶者が米国籍で、被害者の永住権または滞在ビザのスポンサーになっている場合、加害者は I-864（Affidavit of Support）という書式で、配偶者に他の収入がない場合

FPL (III. 1 (3) 参照) の 125%を与えることを米国政府に対して契約しているため、I-864 の内容の実施を訴訟により強制することができる。手続きとしては、離婚手続きの際に裁判所に申し立てをすること。

※どの方法で申し立てるべきかは弁護士に相談するのが良い。

(2) 裁判所の判断が出されるまでの期間

○保護命令の申し立て、生活費の緊急の申し立て：暫定的保護命令や生活費の緊急の申し立ての場合、早ければ即日。恒久的保護命令で審理される場合、判決とともに出る。

○I-864：離婚裁判で審理されるので時間がかかる。

(3) 裁判所の判断が効力を有する期間

○保護命令の申し立てで請求した生活費は、保護命令が有効な期間のみ、あるいは他の手続きで同事項についての決定が下されるまで有効。

○生活費の緊急申し立ては、他の手続きで同事項について決定が下されるまで有効。

○I-864 (Affidavit of Support) の申し立てについては、DV 被害者の米国籍の取得、社会保障税の 40 クォーター (約 10 年) 分が得られた時、米国を離れた時、あるいは配偶者 (加害者) 死亡のいずれかが起こるまで有効。

(4) 具体的な申立方法

○保護命令の申し立て：保護命令の申立書の中に記載する。

○生活費の新たな緊急の申し立て：弁護士あるいは裁判所所属の DV アドボケートや DV 被害者支援団体の支援を受け、申し立て(Motion)を宣誓書 (Affidavit)、手数料と共に裁判所に提出する。

○I-864 (Affidavit of Support) の強制：米国連邦政府移民帰化局 (USCIS) に配偶者が提出した I-864 書式の写しを請求し、離婚手続きの際に申し立ての上、裁判所に提出する。

(5) 弁護士の選任の要否

申し立ての方法がわかりにくいいため、できれば弁護士の支援がある方が良い。裁判所に DV 相談室があり弁護士がいれば手続きを無料でしてくれることもある。自分で申し立てることもできるが、どの方法で問題を解決していくかを考える上でも、弁護士に相談できると良い。

(6) 外国人であるDV被害者に有益な情報

○通訳が必要な場合は、裁判所にリクエストを出す。通訳が見つければ裁判所が費用を負担する。ただし見つからなければ予定されていた聞き取りが延期される可能性もある。

<https://www.supremecourt.ohio.gov/JCS/interpreterSvcs/>

※1 (6) 参照

(7) その他、生活費の確保に関する有益な情報 (同種の行政手続等を含む)

○養育費支払いの強制執行については、郡 (カウンティ) ごとに Child Support Enforcement Agency (CSEA)があり、その部門を通じて相談、申し込みが可能。

例 (フランクリン郡：<https://support.franklincountyohio.gov/>)

○行政手続きとして、Form I-363 を USCIS (米国連邦政府移民帰化局) に提出し、I-864 の強制を依頼する。

○シェルターや DV 被害者支援機関の DV アドボケートに相談するとよい。

4 DVがある場合の離婚手続

(1) 概要 (調査対象地域を明記)

○オハイオ州での離婚手続は、郡の一般訴訟裁判所 (Common Pleas Court) で行われる。少なくとも離婚を申し立てる方がオハイオ州に 6 か月以上、申し立てる郡 (カウンティ) に 90 日以上居住していることが必要。もし双方が離婚の合意に至っている場合にはどちらかが、この居住条件を満たしていれば良い。

○手続としては 2 種類ある。

—Dissolution (双方の同意による婚姻の解消) : 双方が、婚姻解消申し立て/離婚同意書に署名し、裁判所に提出することで離婚が成立する。離婚同意書に、財産分与、子の監護権、面会交流権、養育費、老後のための積立資産、慰謝料などに対する同意内容の記載が必要。

—Divorce (離婚) : 双方の同意がなくても、一方の配偶者により申し立てが可能。

(<http://codes.ohio.gov/orc/3109.04>)

○DV が夫婦間にある場合でも、DV は、多くの場合は離婚手続の親権 (監護権) の判断のみに影響し、財産分与や養育費の支払いについてほとんど影響がない。

○離婚を申し立てた時点から、裁判所の許可なく、子連れて州外への転居を目的とした移動はできなくなる。

(2) 監護権についての裁判所の判断の傾向

○The Best Interest of the child (ren) ポリシーにのっとり、子にとり最善の利益の考えの下に、判断が下される。双方、または片方の親から「共同親権」(shared parenting) の申し立てがある場合、その育児計画を提出することで共同親権となるが、その条件が満たされない場合、裁判所が監護権を判断することになる。

○DV の深刻さにもよるが、それほど深刻な身体的 DV が無い場合でも、夫婦間に DV がある場合は、監護権は被害者が得て、加害者が面会交流権を与えられることが多い。DV が身体的・精神的に深刻であるほど、裁判所は、加害者と子の面会に対して慎重となり、子や被害者の安全を確保した面会手続が出されることが多い。

○DV を目撃した子は精神的な影響を受けていると言われており、DV の履歴は監護権の判断に影響する。審理に提出された内容のみで判断しかねる場合、裁判所は専門家 (Guardian ad Litem (Gals) (訴訟代理人: 意思、能力が十分でない未成年者や心身に障がいがある人の立場になって希望を述べていく人) や Custody Evaluator) への家庭環境調査・報告・推薦の依頼や、仲裁者 Médiators による調停で監護権の決定をする場合もある。

○面会交流時に子の安全が確保されない場合、虐待する親の権利は制限される。子に対する極端で慢性的な虐待、性的虐待、配偶者や子に深刻な身体的危害を加えた暴行、子のもう一方の親の殺害や殺害未遂のケースでは、親の権利は永久に失われる。

(3) いずれの親が子と同居するかについての判断の傾向

すべての判断は、様々な調査の上でケースバイケースで行われる。

しかし、DV の深刻さや子の主な養育者 (Primary Caretaker) がもともとどちらであったかにもよるが、監護権と同様に、夫婦間に DV がある場合、被害者が子と同居する判断の傾向が強く、DV は、子への影響を考慮され、加害者側に不利となる傾向がある。

ただし、被害者側の精神的なダメージや精神疾患がある場合も子に悪影響を与えるとされるので、様々な調査が行われる。

(<http://codes.ohio.gov/orc/3109.04>)

【参考】子にとって最善の利益かどうかの判断に考慮されることは主に以下の 9 点。

1. それぞれの親の希望 2. 子の希望 3. 親と子との関係 4. 親の精神的・肉体的健康状態 5. 子の学校や地域との調整 6. 裁判所命令による面会の不履行 7. 養育費の不払い 8. 児童虐待・ネグレクト・DVでの有罪歴 9. 他州への転居の予定

(4) 離婚手続における養育費についての判断の傾向

DVの内容・程度に関わらず、養育費は州法の規定にのっとり、同居していない親に課される。
https://jfs.ohio.gov/Ocs/OCSServices_Overview.stm

(5) 離婚手続における面会交流についての判断の傾向

○DVの被害が深刻ではなく、子への虐待やコントロールの問題がない場合、面会交流は認められる。面会交流の実施は、一般の離婚と同じく、双方の親の間での調整となる。
○ただし、身体的・精神的・性的なDVがあり、かつ深刻な場合は、1) 第三者が立ち会う、2) 公共の場所で行う、3) 面会 24 時間前のアルコールや薬物の禁止、4) 泊りの面会の禁止、5) 加害者の自宅の検分、6) 面会そのものの禁止、7) ボンドの支払い (子を返さなかった場合に備える保証金のようなもの)などを組み合わせた面会交流の実施命令を裁判所が出す。

(6) 外国人であるDV被害者に有益な情報

○通訳が必要な場合は、裁判所にリクエストを出す。通訳が見つければ裁判所が費用を負担する。ただし見つからなければ予定されていた聞き取りが延期される可能性もある。

※1 (6) 参照

○親が外国人であっても、養育費を得る権利があり、養育費を受け取っても後に市民権や永住権を取得する際に不利にならない。

(7) その他、離婚手続に関する有益な情報

○離婚訴訟またそれに関する事柄、監護権 (custody)、面会交流権 (visitation) 等は離婚訴訟中にすべて話し合わせ、最終的な裁判官の決定は、離婚の判決 (divorce decree) に書かれる。Divorce Decree が出された後、事情の変更により、例えば子との面会に関して変更したい場合などは、変更したい内容、その理由を裁判所に提出し、認可、却下いずれの場合にも裁判所からの決定事項が書面で出される。

○離婚後、子連れて、州外、国外への移動、特に日本への一時帰国をするために、離婚同意書の中に子と旅行することについての内容 (時期、期間、行先、パスポートの管理、旅行に関する一方の親への情報共有など) を明記するのが良い。

5 DV被害者が監護権の変更を求めたい場合の司法手続

(1) 概要 (調査対象地域を明記)

状況変化・子の成長や親の変化に伴い、離婚時の裁判所に監護権の変更を申し立てることができる。

<https://www.ohioabar.org/ForPublic/Resources/LawYouCanUse/Pages/What-You-Should-Know-about-Changing-Custody-Agreements-in-Ohio.aspx>

(2) 具体的な申立方法

○双方の親が同意の上で監護権を変更する場合、変更の申立て (Motion)、宣誓書 (Affidavit)、同意書 (Agreement) を提出し、承認を受けるため、前回からの状況変化と監護権変更が必要な理由をサポートする証拠を提出する。

○双方の同意がない場合、単独で裁判所に申し立てをし、必要書類を提出する。裁判所が、もう一方の親へ通知する。

○どちらの親も GAL (a guardian ad litem) (子のための訴訟代理人) を任命することができる。

申立書式 : <https://www.supremecourt.ohio.gov/JCS/CFC/DRForms/Form24.pdf>

(3) 弁護士の選任の要否

相手の弁護士との話し合いや、聞き取りになれば裁判官の前で、変更の理由を具体的に述べる必要があるため、弁護士に相談して進めるのが望ましい (弁護士を選任せずに、自分で申し立てることは手続きとしては可能)。

(4) 監護権の変更に関する裁判所の判断の傾向

○親の状況と裁判官の判断による。

○離婚後に子を引き取った親が、もう一方の親と子の関係維持に非協力的な場合、親の疎外行為 (Parental Alienation) と判断され、監護権の決定に影響することがある。

(5) 外国人であるDV被害者に有益な情報

通訳の希望を申し立てれば裁判所が手配する。通訳が見つければ裁判所が費用を負担する。ただし見つからなければ予定されていた聞き取りが延期される可能性もある。

※1 (6) 参照

(6) その他、監護権の変更に関する有益な情報

監護権の変更で養育費の額も変わってくる。

6 子と共にDV被害者が転居したい場合の司法手続

(1) 概要 (調査対象地域を明記)

オハイオ州では、離婚後に子と転居する場合は Notice of intent to relocate に転居先と転居理由を明記し、離婚裁判を行った裁判所に提出する。裁判所はもう一方の親にその旨を通知し、もう一方の親が異議申し立てをした場合、審理を行う。裁判所は、転居が子にとって最善の利益かどうかを審査し、転居理由や距離、その他の状況が子にとって最善と判断した場合は転居を許可する。それに伴い、養育計画も変更される。

(2) 具体的な申立方法

転居の申請に転居先と転居理由を明記し、離婚裁判を行った裁判所に養育計画と共に提出する。

申立書式 :

<http://www.seols.org/wp-content/uploads/2015/07/Notice-of-intent-to-relocate-FILLABLE.pdf>

<https://www.supremecourt.ohio.gov/JCS/CFC/DRForms/Form18.pdf>

(3) 弁護士の選任の要否

必須ではないが、相手の同意を得られずに裁判所に申し立てる場合は弁護士を選任する方がよい (弁護士を選任せずに、自分で申し立てることは手続きとしては可能)。

(4) 転居に関する裁判所の判断の傾向

○転居でしか良い条件の仕事を得られない場合は、許可される傾向にある。
○裁判所は、子にとっての最善の利益を考えて判断を行うため、子の人生の質に与える影響、転居することでもう一方の親との関係に出る影響、子の年齢や性別などで判断が行われる。
○転居により子の生活の質が上がると申し立てで実証するのは難しいが、子と同居する親の収入が大きく上がり、福祉から抜け出せるなどの見込みであったり、転居により子の祖父母や家族とのつながりが深くなるということで許可がでることもある。
○別々の州、国に分かれて暮らすことになる場合には、長い休みの時に面会交流するなど、裁判所の判断でなく、双方の合意で取り決める場合が多い（内容（時期、期間、行先、パスポートの管理、旅行に関する一方の親への情報共有など）を合意し、文書に明記すること）。

(5) 外国人であるDV被害者に有益な情報

通訳の希望を申し立てれば裁判所が手配する。通訳が見つければ裁判所が費用を負担する。ただし見つからなければ予定されていた聞き取りが延期される可能性もある。

※1 (6) 参照

(6) その他、転居に関する有益な情報

居住する州が変わる場合、離婚後の子の監護権、面会交流に関する法律や受けられる福祉の内容が大きく変わることが多いので、準備が必要。

7 DV被害者が面会交流の態様を変更したい場合の司法手続

(1) 概要（調査対象地域を明記）

オハイオ州では、面会交流の様態変更の申立書を離婚時に裁判を行った裁判所に提出し、審理を経て変更することが可能である。

(2) 具体的な申立方法

養育時間の変更申し立てと審理依頼、その他の必要書類と手数料を裁判所に提出する。もう一方の親に複写を渡す。

申立書式：

<http://www.starkcountyohio.gov/StarkCounty/media/Family-Court/Modification-of-visitation.pdf>

<http://www.seols.org/wp-content/uploads/2016/03/Non-Agreed-Motion-to-change-visitation.pdf>

(3) 弁護士を選任の要否

相手の弁護士との話し合いや、聞き取りになれば裁判官の前で、変更の理由を具体的に述べる必要があるため、弁護士に相談して進めるのが望ましい（弁護士を選任せずに、自分で申し立てることは手続きとしては可能）。

(4) 面会交流の態様変更についての裁判所の判断の傾向

○変更の事由が具体的で重要な場合は、変更が認められる可能性はある。
○一方の親が子の養育に怠慢であったり虐待している場合、もしくは他方の親へのDVが認められた場合には、面会交流の変更判決が出されることがある。このような親と子の面会が心配される場合には、裁判官が面会交流監督プログラムを通して面会交流を命じる可能性もある。

(5) 外国人である被害者に有益な情報

○通訳が必要な場合は、裁判所にリクエストを出す。通訳が見つければ裁判所が費用を負担する。ただし見つからなければ予定されていた聞き取りが延期される可能性もある。

※1 (6) 参照

(6) その他、面会交流の内容変更に関する有益な情報

もう一方の親と子との面会に不安な点がある場合、状況に応じて、1) 第三者が立ち会う、2) 公共の場所で行う、3) 面会 24 時間前のアルコールや薬物の禁止、4) 泊りの面会の禁止、5) 加害者の自宅の検分、6) 面会そのものの禁止、7) ボンドの支払い（子を返さなかった場合に備える保証金のようなもの）などを組み合わせることを裁判所に申し立てることができる。

8 弁護士への依頼

(1) DVに詳しい弁護士の探し方

早期に DV 専門の弁護士を探すのは極めて重要。

裁判所に付属している相談室（各裁判所に問い合わせる）に照会する、DV 被害者支援団体に相談する、地元の弁護士会に照会する、離婚・親権を専門とする家庭法の弁護士をオンラインで探す、友人で離婚・親権問題経験者に使った弁護士を紹介してもらうなど。

オハイオ州弁護士紹介サービス：Ohio State Bar Association

<https://www.ohioabar.org/ForPublic/AboutLawyers/Pages/StaticPage-72.aspx>

オハイオ州公選弁護士：カウンティ（郡）と事案ごとに検索可

<http://opd.ohio.gov/The-Library/County-Resources>

(2) 外国語対応が可能な弁護士の探し方

Ohio State Bar Association の検索で、日本語対応が可能な弁護士が数名出る。

“Find a Lawyer” Keyword Search > “Japanese”と入力して Search

(3) 弁護士への依頼方法

○案件や質問は予めまとめておく。

○電話や電子メールで予め連絡をとる際、案件を明確に伝え、利益相反（conflict of interest）がないか確認する。もしある場合は他の弁護士を紹介してもらう。

○以下を弁護士本人に対して電話などで事前確認する。反応は必ずメモに取る。

- ・専門や経験
- ・時給や着手金
- ・パラリーガルや秘書などとの分業
- ・過去の判例などに関する知識
- ・話した時の印象、返答までの時間、タイミングなど

○弁護士の経歴や過去の判例、評判をインターネット等で確認することも有効。

○自分と自分の抱える問題に合うと思った場合は、弁護士に面会し、初回相談（無料の場合もあれば有料の場合もある）で方針や戦略があうか確認する。できるだけ記録を英語でとり、弁護士の専門分野での経験値、裁判所や裁判官や関連機関についての知識や人脈が豊富か確認する。夫婦関係の流れや資産内容の資料を持参し、裁判の戦略や裁判にかかる金額などを具体的に相談した上で、最終的な判断を行う。

○一人の弁護士にこだわり過ぎず、複数に問い合わせ、相性、方針、予算の合う弁護士を探す。

(4) 弁護士費用の相場

- 料金については、担当者の時間チャージとかかる時間（見積もり）を確認すること。
- 時間チャージは経験と事務所の経営規模により異なり（1時間 100～600 ドル）、最初にリテイナー（前払い金、2,000～4,000 ドル）を要求されることが多い。
- 成功報酬は、離婚や刑事訴訟では適用されない。
- 離婚裁判や民事訴訟では、一方の主張が認められれば、裁判所命令で裁判費用の一部または全てを相手側が支払う“Fee Shifting”が適用される。ただし、すべてが終わった時点で裁判官が判断し、相手が払える場合に限るため、払ってもらえると最初から当てにするのは危険である。
- 保護命令の申し立ての場合、犯罪被害者支援プログラム (III-2 参照のこと) で審査に通れば、弁護士費用の一部（上限 1,000 ドル）が支給される。

(5) リーガルエイド（安価あるいは無料で司法サービスを提供）

リーガルエイド紹介サービス

<http://www.ohiolegalservices.org/>

<http://ohiolegalhelp.org/>

電話： 1-866-529-6446

(6) 外国人であるDV被害者に有益な情報

- The Asian American Community Services では通訳・翻訳サービスを受けられる。
AACCS Interpreting and Translation Services
電話： 1-614-220-4023（内線 228）
24 時間ホットライン： 1-614-216-4988

○移民のためのリーガルサービス

<https://www.immigrationlawhelp.org/search?state=OH>

(7) その他、弁護士への依頼に関する有益な情報

- アメリカ弁護士協会 無料サービスリスト American Bar Association - Free Legal Help
https://www.americanbar.org/groups/legal_services/flh-home/flh-free-legal-help.html
- 弁護士や法律、シェルター等に関する情報 WomensLaw.org
<https://www.womenslaw.org/>
> Places that Help > Select State > Finding a Lawyer
- リーガルエイドはまとめている団体が複数あるが、大変混雑しており、電話に返答できないところが多いので、電話が繋がらない場合は、DV 被害者支援団体から探す方が良い。

9 その他のDVに関する司法手続

V. ハーグ条約に基づきDV被害者が調査対象国に帰国する場合について

* 子の連れ去り・留置を行ったDV被害者が、ハーグ条約に基づく手続の後に常居所地国に帰国する場合を想定

1 ハーグ条約に基づきDV被害者が帰国する前に、調査対象地域でDV被害者を対象とした

<p>刑事手続が開始されているか否かを確認する方法</p> <p>* 子を連れ去られた親本人に告訴したかどうかを聞く以外に、確実な情報を入手する手段がない等</p>
<p>【以下の1から3までは、国際的な家庭法専門弁護士学会に所属している米国人弁護士からのアドバイスをもとに記述しています。】</p> <p>○ハーグ条約は民事で、刑事ではないため逮捕令状は出ない。 ○刑事手続がされているとすれば、両当事者と子が最後に住んでいた町を管轄する裁判所でファイルされているため、その場合は、公的な情報として入手することが可能。海外にいる場合は、最後に住んでいた町をカバーする弁護士と契約をし、確認をしてもらう。</p>
<p>2 DV被害者を対象とした刑事手続が調査対象地域で既に開始されている場合に、DV被害者の帰国前に刑事手続を止める方法</p> <p>* アンダーテイキング・ミラーオーダー、その他の司法上・行政上の手段等</p>
<p>自主的に帰国するかわりに、刑事に起訴しないという同意を交渉で得る。検事側が同意しなければいけないが、通常は帰国するという条件のもとに、同意が得られる。できればハーグ条約や国際私法（Private International Law）のわかる専門弁護士の支援が必要。現地の弁護士を通じ、帰国時点の居住地の警察署、逮捕令状を発行している州検事局・裁判所との交渉をしてもらい逮捕令状を破棄してもらう。</p>
<p>3 ハーグ条約に基づき被害者が帰国する前に、帰国後の住居や生活費等を確保する方法</p> <p>* アンダーテイキング・ミラーオーダー、その他の司法上・行政上の手段等</p>
<p>自主的に帰国することの引き換えに、旅費、宿泊費、地元の裁判所がDVについての聞き取りをするまでの保護命令、戻った時点でのハーグ条約の援助申請取り下げについて交渉する。裁判所は、このような点に関して、それまでに夫婦間で同意がなく、被害者に保護が必要と考えれば、自主帰国との引き換えとして命令を出す。現地のハーグ条約や国際私法のわかる専門弁護士を通じ、管轄の裁判所から、1) 被害者の安全のための保護命令、2) ハーグ条約の取り下げ、3) 逮捕命令の取り下げ（州検事局）、4) 加害者からの旅費、宿泊費の支払いを命ずる判決を得る。</p>
<p>4 その他、ハーグ条約に基づき帰国する場合に有益な情報</p>

<p>VI. その他の関連情報</p>